

第4回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会

日 時：平成28年9月20日（火）
午後6時30分～8時30分 場 所：菊池恵楓園自治会ホール

次 第

1 開 会

2 熊本県健康づくり推進課長あいさつ

3 議 題

(1) 法曹界の取組について（熊本県弁護士会 弁護士 国宗直子 氏）

資料1の1

資料1の2

資料1の3

(2) 語り部の養成について

資料2

(3) 熊本県の取組について

資料3の1

資料3の2

資料3 別紙

(4) その他

熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会委員一覧

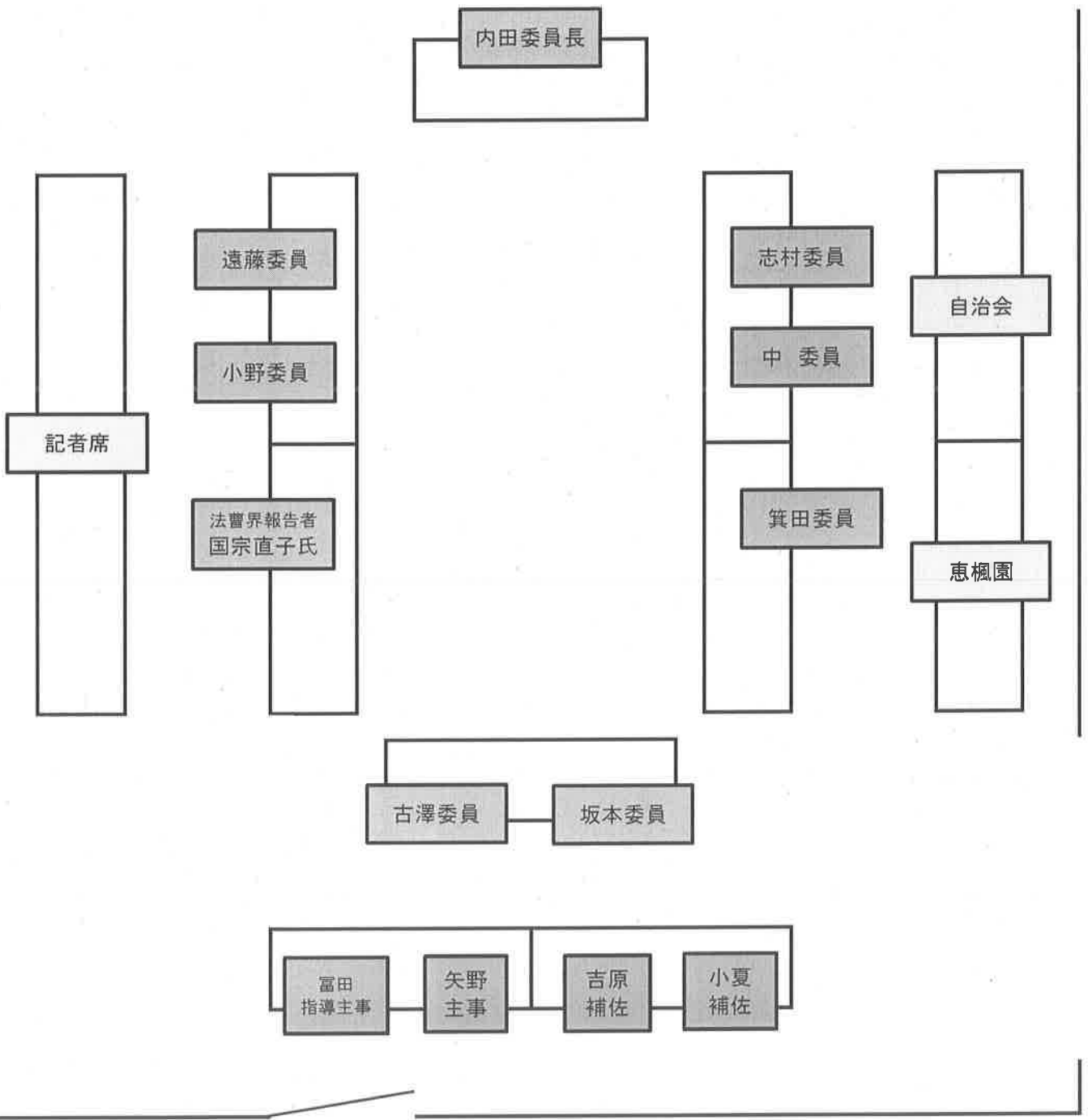
(委員)

氏 名	所 属	区 分
内田 博文	九州大学名誉教授 神戸学院大学教授	学識経験者
遠藤 隆久	熊本学園大学教授 ハンセン病市民学会共同代表	学識経験者
小野 友道	熊本大学名誉教授 熊本機能病院顧問	学識経験者
志村 康	菊池恵楓園入所者自治会会長	ハンセン病 療養所入所者等
中 修一	国立療養所菊池恵楓園退所者 ひまわりの会会長	ハンセン病 療養所入所者等
箕田 誠司	国立療養所菊池恵楓園園長	関係行政機関
古澤 広義	教育庁人権同和教育課長	関係行政機関
坂本 弘一	健康福祉部健康局健康づくり推進課長	関係行政機関

(敬称略)

第4回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会 座席表

日時:平成28年9月20日(火) 午後6時30分から
場所:国立療養所菊池恵楓園 自治会ホール



2016 年 9 月 20 日

法曹界の取組について

熊本県弁護士会 弁護士 国 宗 直 子

主に熊本県無らい県運動検証委員会報告書がまとめられた 2014 年頃からの動きについて報告する。

1 最高裁の特別法廷に関する調査報告

資料 1 の 2 資料 1 の 3 参照

1) 経緯

- 2013 年 11 月 6 日 最高裁へ要請 第三者機関設置の上で検証を
- 2013 年 12 月 16 日 最高裁面談
- 2014 年 10 月 6 日 最高裁面談 (調査経過報告)
- 2014/12/23～25 2015/1/14 最高裁ヒアリング
- 2015 年 3 月 16 日 最高裁 内田先生からの意見聴取
- 2015 年 7 月 最高裁 有識者委員会設置
- 2015 年 8 月 17 日 最高裁要請
- 2016 年 1 月 25 日 有識者委員会 栗生楽園園訪問
- 2016 年 2 月 29 日 有識者委員会 菊池恵楓園ヒアリング
- 2016 年 4 月 25 日 最高裁 調査報告書公表

2) 調査報告書の内容

- ① 認可 113 件中 96 件 (実施は 95 件) がハンセン病事案
- ② 内部手続きに置いて夫相当、遅くとも昭和 35 年以降違法⇒謝罪
- ③ 公開原則に反していたとまでは認定できない
- ④ 合理性を欠く差別的な取り扱いであったことが強く疑われる
- ⑤ 個別事件については判断しない

3) 問題点

- ① 違憲だとは言わない
- ② 遅くとも昭和 35 年以降

4) 意義

- ① 初めて最高裁が自らの過去の事案について検証し謝罪したこと

- ② 個別問題での判断が可能と考えられること
- ③ 報告書 P175 法曹界の問題で指摘したことの進展

2 家族訴訟

- 1) 報告書 P310～ 家族の被害 ⇒無らい県運動が生み出した被害の大きな部分を占めていた。
- 2) 「ハンセン病家族たちの物語」(黒坂愛衣著) 出版
- 3) 本年2月15日59人、3月29日に509人が熊本地裁に提訴
- 4) 10月14日に第1回口頭弁論

3 弁護士会の取り組み

1) 九弁連

- 2013年(平成25年)4月30日
「菊池事件」について検察官による再審請求を求める理事長声明
- 2016年(平成28年)2月13日
シンポジウム「ハンセン病「特別法廷」と司法の責任」(福岡県弁護士会館) 主催:福岡県弁護士会 共催:九弁連
- 2016年(平成28年)5月26日
ハンセン病「特別法廷」(隔離法廷)と司法の責任に関する理事長声明
- 2016年(平成28年)6月23日
九弁連人権擁護委員会による菊池恵楓園現地調査・ヒアリング
- 2016年(平成28年)9月23日 九弁連大会
ハンセン病「特別法廷」(隔離法廷)と司法の責任に関する決議予定

2) 日弁連

- 2016年7月16日
シンポジウム「隔離法廷と法曹の責任—ハンセン病療養所入所者に対する『特別法廷』を考える—」

最高裁判所裁判官会議談話

「ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書」を公表するに当たり、同報告書に示されたとおりハンセン病に罹患された方々への裁判所による違法な扱いがなされたことにつき、ここに反省の思いを表すものです。

長きにわたる開廷場所の指定についての誤った差別的な姿勢は、当事者となられた方々の基本的人権と裁判というものへの在り方を揺るがす性格のものでした。国民の基本的人権を擁護するために柱となるべき立場にありながら、このような姿勢に基づく運用を続けたことにつき、司法行政を担う最高裁判所裁判官会議としてその責任を痛感します。これを機に、司法行政に取り組むに当たってのあるべき姿勢を再確認するとともに、今後、有識者委員会からの提言を踏まえ、諸施策を検討して体制づくりに努め、必要な措置を、速やかに、かつ、着実に実施してまいります。

ハンセン病に罹患された患者・元患者の方々はもとより、御家族など関係の方々には、ここに至った時間の長さを含め、心からお詫びを申し上げます。

ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書
骨子

本報告書は、有識者委員会からいただいた意見を踏まえて作成したものであるが、有識者委員会と意見が一致しなかった重要な論点についての見解や将来に向けての提言等については、報告書に別紙として添付している。

第1 ハンセン病を理由とする開廷場所の指定の適法性・相当性について

- 1 裁判所法69条2項において、最高裁判所が下級裁判所に裁判所以外の場所で法廷を開かせる「必要」がある場合とは、風水害、火災等のため、本来法廷を開くべき裁判所庁舎において法廷を開くことが事実上できなくなった場合や、裁判所庁舎の使用は可能であるが、被告人が長期間の療養を要する伝染性疾患の患者であって、裁判所庁舎に出頭を求めて審理することが不可能ないしは極めて不相当な場合など真にやむを得ない場合に限りられると解すべきである。

そして、疾病を理由とする上申がされた場合に、裁判所外における開廷の必要性が認められる真にやむを得ない場合に該当するか否かを検討するに当たっては、当事者の病状の程度や他者への伝染可能性の有無及び程度、伝染予防の措置をとることが可能か否か、将来における病状の改善や伝染可能性の低下の見込みの有無等の諸事情を慎重に考慮すべきである。

- 2 ハンセン病患者を被告人とする下級裁判所の刑事事件については、昭和23年2月13日の最高裁判所裁判官会議において、裁判所以外の場所において法廷を開かせることについては、事務総局に処理させる旨の議決がなされている。そして、ハンセン病を理由とする開廷場所の指定の上申は、昭和23年から昭和47年までの間に96件であった。うち95件が認可、1件が撤回され、不指定とした事例はない（認可率99パーセント）。開廷場所としては、菊池恵楓園等のハンセン病療養所、菊池医療刑務支所等の刑事収容施設などが指定されていた。

- 3 スルフォン剤による治療実績の積み重ね、新発見患者数の顕著な減少などの諸事情に照らせば、遅くとも昭和35年以降においては、ハンセン病は確実に治癒する病気になっており、伝染のおそれについても、他の疾病と区別して考えなければならないような状況にあったとは考えられない。

最高裁判所としては、遅くとも昭和35年以降においては、下級裁判所からハンセン病を理由とする開廷場所指定の上申があった場合、科学的な知見や上記1に掲げた諸事情を考慮するなどした上、裁判所外における開廷の必要性が認められる真にやむを得ない場合に該当するか否かを慎重に

検討し、該当しないときには、裁判所外での開廷の必要性がないものとして、開廷場所の指定上申を認可してはならず、法令により国立療養所外に出頭を要する場合であるとして、裁判手続のために裁判所庁舎への出頭を求めるべきであった。

しかしながら、最高裁判所裁判官会議から専決権限を付与された事務総局は、昭和23年から昭和47年までの間、裁判所外における開廷の必要性を認定して上申を認可するに際して、基本的に当事者が現にハンセン病に罹患していることが確認できれば、科学的な知見や上記1に掲げた諸事情を具体的に検討することなく、裁判所外における開廷の必要性を認定して、開廷場所の指定を行うとの定型的な運用を行っていた。

このような事務総局による裁判所外における開廷の必要性の認定の運用は、遅くとも昭和35年以降については、合理性を欠く差別的な取扱いであったことが強く疑われ、認可が許されるのは真にやむを得ない場合に限り解される裁判所法69条2項に違反するものであった。

また、事務総局が、遅くとも昭和35年以降、専決の前提となった状況が変化し運用の考え方が相当性を欠く状況になっていたことを裁判官会議に諮ることなく、その後も専決権限を行使し続けたことは相当ではなかった。

- 4 開廷場所としては、訴訟手続が秩序正しく行われることが可能なだけの物的設備を備え、かつ、公開の要請をも満たすことのできる場所を選ぶべきであると解される。開廷場所の選定に当たっては、法廷が開かれる部屋の広さ、具体的形状、物的設備の状況等が、開廷場所としてふさわしいかどうか判断できるに足る資料を事前に収集した上で、まずは、伝染予防の観点で他に実際に使用可能な施設の有無やその設備の内容を検討し、その上で、法廷が開かれる場所の具体的形状、当事者等の出頭・押送等の負担等様々な個別的事情を勘案しつつ、その適否を判断すべきである。

事務総局が開廷場所としてふさわしいかどうかにつき判断できるに足る資料を収集していなかったと認定することはできなかったが、事務総局作成の開廷場所指定文書には、「菊池恵楓園」などと開廷場所の施設名が記載されていたにとどまり、当該施設の中のどの建物ないしどの部屋を開廷場所として選定するのかを具体的に特定するに足る記載がなかったところ、このような指定の仕方は、開廷場所の特定の在り方として相当ではなかったと考えられる。

開廷場所として選定された場所と憲法の定める公開原則の関係については、刑事収容施設内で開廷された事例及びハンセン病療養所内で開廷された事例のいずれの場合であっても、下級裁判所が、最高裁判所の指示に従

い、裁判所の掲示場及び開廷場所の正門等において告示を行っていたこと、下級裁判所は、指定された開廷場所において傍聴を許していたことが推認でき、このような開廷場所の指定に当たっての運用は、憲法の定める公開の要請を念頭に置いて行われたものと認められるし、裁判所法69条2項が想定する公開の要請を満たさないと解される具体的形状を有する場所が開廷場所として選定された事例があったとまで認定するには至らなかった。

- 5 以上のとおり、本調査によれば、最高裁判所によるハンセン病を理由とする開廷場所の指定は、指定する場合の開廷場所の特定方法及び開廷場所指定の内部手続において相当でない点があり、また、裁判所外での開廷の必要性の認定判断の運用は、遅くとも昭和35年以降、裁判所法69条2項に違反するものであった。

このような誤った指定の運用が、ハンセン病患者に対する偏見、差別を助長することにつながるものになったこと、さらには、当事者であるハンセン病患者の人格と尊厳を傷つけるものであったことを深く反省し、お詫び申し上げる。

第2 今後の開廷場所指定の運用等について

- 1 裁判所法69条2項に定める開廷場所の指定は、被告人の公開裁判を受ける権利に影響する可能性のあるもので、裁判所外における開廷の必要性が認められる真にやむを得ない場合に限って認可することが許される極めて例外的な措置であることを常に認識して事務に当たる必要がある。

疾病を理由とする上申がされる場合にあっては、上記に加え、事務総局としては、まずは、開廷場所の指定によらない方法を講じ得ないかを検討するとともに、他者への伝染可能性の有無及び程度並びに将来における病状の改善や伝染可能性の低下の見込みの有無及び時期を具体的に聴取し、偏見や差別を廃し最新の科学的な知見の有無など可能な限りの情報を収集し具体的に検討した上、裁判所外における開廷の必要性が認められる真にやむを得ない場合に該当するか否かを精査した上で、裁判官会議に諮るものとすべきである。

- 2 裁判所において取り扱う司法行政事務は、開廷場所の指定に限らず、裁判の当事者をはじめとする司法制度を利用する国民の権利利益や社会生活に深い影響を及ぼし得るものである。裁判所で司法行政事務に携わる職員は、上記のような過ちと深い反省を忘れることなく今後の教訓とし、人権に対する鋭敏な意識を持って、先例にとられない法令順守が堅持された事務処理を行い、このようなことを二度と起こさないよう努めるべきものとする。

- 3 有識者委員会からは、「将来へ向けての提言」として、最高裁判所は、人

権の砦として、裁判官はじめ司法行政に携わる職員の人権意識の向上を常に図り、ハンセン病患者に対してなされた開廷場所指定のような事態を二度と引き起こさないようにすべきであること、感染症を理由とする開廷場所指定に当たっては、患者の人権を第一に配慮し、個別の事案について、開廷場所指定が真に必要なかどうかを慎重に判断すべきであること、裁判官をはじめとする裁判所職員等に対し、ハンセン病政策の歴史を踏まえた人権研修が直ちに実施されるべきであることが提言されている。このような有識者委員会からの提言をも踏まえ、誤った運用が二度と行われないう、具体的な方策を着実に実行していく必要があると考える。

以上

議題(2) 「語り部の養成について」

1 現状

現在、ハンセン病問題について語り部活動が行われているのは主に次の3名。

所 属	職 氏名	備 考
恵楓園自治会	会長 志村 康 副会長 太田 明	主に恵楓園訪問者への講話。
ひまわりの会	会長 中 修一	主に県内各所での講演。

※その他、恵楓園内の施設の案内・解説を行うボランティアガイドが245名。
(実際に活動されているのは20名程度。)

2 水俣病の状況

(1) 水俣病語り部制度

- ・ 水俣市の委嘱を受けた語り部(11名※活動は7名)が、水俣病資料館活動で講話を行う。
- ・ 語り部は水俣病認定者や患者家族。平均年齢約60歳。
- ・ その他、語り部とは別に資料館外で講演活動されている方が5名程度。

(2) 水俣病解説員の養成

- ・ 水俣市の事業として、水俣病資料館内を案内・解説する解説員を養成(20名程度)。
- ・ 「語り部」に準じて講話を行うことが出来る「証言者」として発展を期待。

(3) 今後の方針

- ・ 次世代の語り部を養成することの他、現在活動する語り部の講話の映像化、本の朗読による伝承等、多角的に方法を検討。
※ 本の朗読について、「水俣病を語り継ぐ会」が朗読講座を実施(裏面新聞記事)。

3 ハンセン病問題について今後の対策に係る意見交換

※資料 2 裏面は新聞記事掲載のため省略

西日本新聞 平成 2 8 年 9 月 1 4 日 (水)

平成28年度ハンセン病問題普及啓発に係る取組変更状況

熊本地震発生に伴う平成28年度の取組変更状況を次のとおり報告します。

【健康づくり推進課】

事業名	当初予定	変更状況
(1) 熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会 (第4回、第5回)	<p>概要：熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書の提言を受けて設置。各界から取組状況に関する報告を依頼し、年2回開催を予定。</p> <p>実施予定時期：平成28年9月、平成29年3月</p>	当初予定通り
(2) 菊池恵楓園訪問事業 「菊池恵楓園で学ぶ旅」	<p>概要：県民が、菊池恵楓園を訪問し施設見学、入所者交流を通じてハンセン病に対する正しい理解を深める。平成28年度はこれまでの1回から、試験的に2回に分けて実施。</p> <p>実施予定時期：平成28年7月、8月</p> <p>参加者：一般県民、生徒・学生、教職員、県職員等 約150名ずつ</p>	<p>7月の実施について、開催準備、参加者の募集について十分な時間が確保できず中止。</p> <p>8月の実施については、当初の予定通り実施。 (平成28年8月19日(金)実施、参加者153名)</p>
(3) 普及啓発パンフレット	<p>配付先：市町村、学校、一般県民等</p> <p>作成数：60,000部程度</p>	当初予定通り
(4) ふるさと訪問事業	<p>概要：本県出身の入所者が県内各所を訪問する里帰り事業。</p> <p>参加者：①菊池恵楓園 ②星塚敬愛園、大島青松園</p>	<p>当初予定通り (①恵楓園、平成28年11月22日実施予定 ②敬愛園・青松園、同15日～17日実施予定)</p>
(5) ふるさと事業 ①「熊本ふるさと便」お届け ②地元新聞の送付	<p>概要：全国の療養所の本県出身者の方に県産品、地元新聞を送付。</p>	当初予定通り
(6) 国立療養所菊池恵楓園の将来構想実現に向けた協議会への参画	<p>概要：国、菊池恵楓園、入所者自治会、県、合志市の関係者が集まり、将来構想について協議。</p>	11月8日に作業部会開催予定 今年度の協議会開催について未定。
(7) パネル展示会の開催	<p>概要：6月22日「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」にあわせて、熊本県においても記念行事を開催するもの。</p> <p>内容：県民交流会館パレア、県庁ロビーでのパネル展示会</p> <p>実施予定時期：平成28年6月22日前後</p>	<p>県民交流会館パレアでは当初予定通り実施(平成28年6月7日～同21日)。 県庁ロビーでの実施は中止。</p>
(8) 熊本県ハンセン病問題啓発フォーラム2016の開催	<p>概要：6月22日「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」にあわせて、熊本県においても記念行事を開催するもの。</p> <p>内容：一般県民に開かれた講演会等を実施する。</p> <p>実施予定時期：平成28年6月22日前後</p>	<p>6月22日前後の実施を予定していたが、開催準備に時間を確保できず、また会場の確保が困難であったため実施を延期。</p> <p>現在、11月20日(日)に実施予定(資料3 別紙参照)。</p>

【健康づくり推進課】

事業名	当初予定	変更状況
(9)医療・福祉関係者研修会の開催	<p>概要：医療・看護・介護分野の従事者、経営者を対象に、研修を行う。内容は基本的な医学的知識の普及（ハンセン病の医学・看護・介護）及び啓発（回復者の実体験についての講演）の2つを柱とする。</p> <p>実施予定時期：下半期</p> <p>対象者：医療・看護・介護従事者、経営者</p>	当初予定通り

【人権同和教育課】

事業名	当初予定	変更状況
(1)「平成28年度若手教職員のための菊池恵楓園現地研修」	<p>概要：菊池恵楓園での現地研修。 平成27年度から開始。平成29年度までに、熊本市を除くすべての学校からの参加を予定。平成28年度からは私立学校からも参加。 主に、教職10年経験程度までの若手職員が対象。</p> <p>実施予定時期：平成28年8月</p> <p>対象者：若手教職員 約200名</p>	当初予定通り
(2)ハンセン病回復者等の人権に関する校内研修	<p>概要：校内研修の実施、新規採用者等のDVD視聴による研修をお願いしている。 また、PTA等を対象として、研修会実施を働きかける。 なお、菊池恵楓園現地研修の参加者作成による視聴覚機器を活用した教材等を活用した校内研修を実施する。</p> <p>実施予定時期：平成28年度 随時（各学校が決定）</p> <p>対象者：教職員</p>	当初予定通り
(3)人権教育に関する研修会	<p>概要：学校教育及び社会教育において、「ハンセン病回復者等の人権」をはじめとする様々な人権問題について理解と認識を深める研修を実施する。</p> <p>実施日：平成28年度年間計画を別途作成</p> <p>対象者：教職員、社会教育主事、地域人権教育指導員、社会教育指導員等</p>	<p>5～6月の実施は中止又は延期。</p> <p>その後、平成27年度末作成の「人権教育・啓発リーフレット」をすべての研修会で配付し、ハンセン病問題が本県の重要な人権課題であることを周知。</p>

平成29年度ハンセン病問題普及啓発に係る取組計画（案）

【健康づくり推進課】

事業名	事業内容
(1) 熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会 (第6回、第7回)	<p>概要：熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書の提言を受けて設置。各界から取組状況に関する報告を依頼し、年2回開催を予定。第7回では中間報告を予定。</p> <p>実施予定時期：平成29年9月、平成30年3月</p>
(2) 平成29年度 菊池恵楓園訪問事業 「菊池恵楓園で学ぶ旅」	<p>概要：県民が、菊池恵楓園を訪問し、園内施設見学、入所者との交流の機会を通して、ハンセン病に対する正しい理解を深めることを目的として実施。7月と10月に分けて2回実施予定。</p> <p>実施予定時期：平成29年7月、10月</p> <p>参加者：一般県民、生徒・学生、教職員、県職員等 定員150名程度</p>
(3) 普及啓発パンフレット ①「ハンセン病を正しく理解しましょう」 ②熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書概要版	<p>配付先：①市町村、高等学校ほか ②一般県民等 (①、②とも県内各機関が開催する人権啓発研修等に対し、申し出に応じて配付する。)</p> <p>作成数：①60,000部 ②15,000部</p>
(4) ふるさと訪問事業	<p>概要：ハンセン病療養所に入所されている本県出身の方に、ふるさととの絆を深めてもらうことを目的に実施。</p> <p>【参考：平成27年度実績】</p> <p>参加者：①菊池恵楓園 ②星塚敬愛園、大島青松園</p> <p>訪問先：①上天草 ②菊池、阿蘇</p>
(5) ふるさと事業 ①「熊本ふるさと便」お届け ② 地元新聞の送付	<p>概要：全国各地の療養所に入所されている本県出身者の方にふるさと熊本を身近に感じてもらうため、①県産品、②地元新聞を送付。</p> <p>【参考：平成27年度実績】</p> <p>送付先：①7療養所「熊本うまかモンBOX」 ②2療養所</p>
(6) 国立療養所菊池恵楓園の将来構想実現に向けた協議会への参画	<p>概要：菊池恵楓園の将来あるべき姿及び所在自治体や地域とのかかわりを、国、菊池恵楓園、入所者自治会、県、合志市の関係者が集まり、各機関の考えや構想を出し合いながら将来構想を協議する。</p>
(7) ハンセン病問題啓発パネル展示会の開催	<p>概要：「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」（6月22日）に併せて、熊本県においても記念行事を開催するもの。</p> <p>内容：パネル展示会の開催。（パレア、県庁ロビー等）</p> <p>実施予定時期：平成29年6月</p> <p>【参考：平成28年度実績】</p> <p>期間：6月7日～6月21日 場所：県民交流会館パレア</p>
(8) 「熊本県ハンセン病問題啓発フォーラム2017」の開催	<p>概要：「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」（6月22日）に併せて、熊本県においても記念行事を開催するもの。</p> <p>内容：一般県民に開かれた講演会等の実施。</p> <p>実施予定時期：平成29年7月</p> <p>【参考：平成28年度予定】</p> <p>実施日：平成28年11月20日 場所：熊本テルサホール</p> <p>テーマ：教育現場の取組、回復者家族の問題</p>

【健康づくり推進課】

事業名	事業内容
(9) 医療・福祉関係者研修会の開催	<p>概要：医療・看護・介護分野の従事者、経営者を対象に、研修を行う。内容は基本的な医学的知識の普及（ハンセン病の医学・看護・介護）及び啓発（回復者の実体験についての講演）の2つを柱とする。</p> <p>実施予定時期：下半期</p> <p>対象者：医療・看護・介護従事者、経営者</p>

【人権同和教育課】

事業名	事業内容
(1) 「平成29年度若手教職員のための菊池恵楓園現地研修」	<p>概要：「菊池恵楓園での現地研修を通して、ハンセン病回復者等の人権について基本的認識を深め、人権教育の推進に向けた資質の向上及び実践的指導力を高める。」ことを目的に開催する。</p> <p>平成27年度から29年度までの3年間で、熊本市を除く公立小・中学校・高等学校・特別支援学校すべての学校からの参加を予定。平成28年度からは私立学校からも参加。</p> <p>主に、教職10年経験程度までの若手職員を対象としている。</p> <p>実施予定時期：平成29年6月20日(火)</p> <p>対象者：県内の公立小・中学校、及び私立学校の若手教職員約190名（県立学校は平成27年度に全校参加済み）</p>
(2) ハンセン病回復者等の人権に関する研修	<p>概要：「ハンセン病回復者等の人権」に係る教職員等の基本的認識を深めるため、「ハンセン病問題啓発DVD」（平成27年度末配付）等を活用して、各学校の実情に応じて研修を実施する。</p> <p>また、教育庁各課、地方教育機関等においても、「ハンセン病問題啓発DVD」等を活用した研修をお願いする。</p> <p>実施予定時期：平成29年度 随時（各学校が決定）</p> <p>対象者：教職員等</p>
(3) 人権教育に関する研修会	<p>概要：学校教育及び社会教育において、「ハンセン病回復者等の人権」をはじめとする様々な人権問題について、「人権教育・啓発リーフレット」等を活用しながら、あらゆる機会を利用して人権問題に対する理解と認識を深めるとともに、人権教育を推進するための指導力向上を目的として研修を実施する。</p> <p>実施日：平成29年度 随時</p> <p>参加者：教職員、PTA、社会教育主事、地域人権教育指導員、社会教育指導員等</p>

熊本県ハンセン病問題啓発フォーラム 2016 開催概要

熊本県健康づくり推進課

1 開催日時

平成28年11月20日(日) (13時30分～16時30分)

2 会場

熊本テルサホール (想定300人程度)

3 テーマ

「教育現場のハンセン病問題の取組・家族問題から考えるハンセン病」(仮)

4 内容

(1) 開会

主催者挨拶 熊本県知事 蒲島郁夫 (予定)

(2) 第1部 「教育現場のハンセン病問題の取組」 (13時35分～15時00分)

【概要】

ハンセン病問題について正しい知識・認識を持つためには、教育現場での取組がもっとも重要。県内の、小・中学校及び大学がハンセン病問題を考える取組について発表を行う。

<発表予定の学校> ※各20分～30分程度 (発表内容に応じて時間調整)

- ・ 小学校…熊本市立帯山西小学校
- ・ 中学校…山鹿市立菊鹿中学校
- ・ 大学…熊本大学文学部 (学芸員養成課程)

(3) 第2部 「家族問題から考えるハンセン病問題」 (15時00分～16時30分)

【概要】

ハンセン病問題は、回復者のみならずその家族の問題。当事者の想いをお話しいただくべく、回復者と家族によるリレートークを行う。

<登壇予定の方々> ※各20分程度 (登壇者数に応じて時間調整)

- ・ コーディネーター…国宗直子 弁護士
- ・ ハンセン病回復者家族…れんげ草の会 (回復者家族の会)
- ・ 恵楓園入所者…恵楓園自治会 志村康 会長

※ リレートークの後、フォーラムの締めくくりとして、シンガー・ソングライター宮里新一氏に歌「伝言」を弾き語りで歌っていただく。(予定)

(4) 閉会